

◆ 福祉機器の申請・交付、修理等に関する相談について

在宅福祉サービスとして、車椅子や座位保持装置等の補装具の交付や修理、日常生活用具の給付や貸与が福祉事務所を通して行われています。それらの福祉サービスの申請や車椅子等の機器の採寸・修理について、保護者の方から相談が寄せられることが少なくありません。

それらの相談があった場合には、原則として支援部が窓口となり、福祉事務所への申請手続きに関するアドバイスや、業者との折衝などに当たっていきます。保護者の方からの要望等がありましたら、支援部(齊藤・五十嵐・山本)まですぐに連絡、相談してください。

【 福祉機器申請手続きの概略 】

1. 福祉制度を利用して作成する場合、まず居住区の福祉事務所へ何が必要か申し出ます。
2. 福祉事務所から申請書類一式をもらいます。(A:申請書・B:意見書・C:処方箋の用紙)
3. 各書類を記入

A:申請書は、申請者が記入します。

B:意見書は、育成医療機関主治医が診察して記入します。記入に際して、主治医がいない場合は、学校(支援部)にご相談ください。

C:処方箋は、業者が主治医の指示(意見書)により採寸・採型して処方箋に記入します。

あわせて、業者がD:見積書を作成して申請者に届けられます。

※福祉事務所へ提出するのは下記の4枚の書類をそろえて申請手続きを行います。

A:申請書・B:意見書・C:処方箋とD:業者の見積書を添えて！

4. 認定されたら、福祉事務所から交付券が発行され申請者に郵送されます。
5. 申請者は交付券を受理したことを業者に連絡すると、物品の発注となります。
6. 申請者が交付券を使用して(交付券を業者に渡して)物品を受け取る。

【 福祉機器修理の手続きについて 】

1. 業者に見積書を作成してもらい、その見積書を福祉事務所へ届けて、窓口で修理のための申請書に記入します。
 2. 福祉事務所から修理券が発行されて申請者に郵送されます。
 3. 申請者は修理券を受理したことを業者に連絡すると、物品の発注となります。
 4. 申請者が修理券を使用して(修理券を業者に渡して)物品を受け取る。
- * 1 交付券(修理券)は、納品時に申請者(保護者)が業者に渡してください。
- * 2 学校での採寸・採型(車椅子・座位保持装置)については支援部が、仮合わせ・納品等の相談を行います。ただし、学校で採寸・採型ができない物品(体幹コルセット等)もあるので、確認してください。

◆ 「障害者保健福祉のしおり」について

障害者・児に関する福祉サービスには、多岐にわたるものがあります。「身体障害」と「知的障害」で制度が異なったり、「福祉事務所」「保健所」「職業安定所」「医療機関」「公共交通機関」など多様な行政分野、公共分野との関連があります。

それらの諸制度を、一冊にまとめたガイドブック「障害者保健福祉のしおり」が各福祉事務所におきまして、無料で配布されていますのでご活用ください。